

平成18年6月9日

各 位

会 社 名 株式会社中京医薬品
(コード番号:4558)
代 表 者 代表取締役社長 山田 正行
問 合 せ 先
常務取締役管理統括本部長 辻村 誠
電 話 番 号 0569-29-0202

定款一部変更に関するお知らせ

平成18年6月9日開催の当社取締役会において「定款一部変更の件」に関し、平成18年6月27日に開催予定の第28期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款の一部変更の趣旨および目的

- (1) 株主の皆様への周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、現行定款第4条に定める公告の方法を電子公告に変更するものであります（変更案第5条）。また、併せて電子公告ができないときの公告方法も定めるものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、会社法上の用語との整合性の確保、会社法上定款で定めることを要しない規定の削除、定款にその定めがあるものとみなされる事項についての明確化その他会社法に対応して所要の変更を行うものであります。
- (3) 会社法に対応し、単元未満株式を保有する株主の権利を明確化するため、変更案第10条の規定を新設するものであります。
- (4) 株主総会の開催地を明確にするため変更案第15条の規定を新設するものであります。
- (5) 「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、株主の皆様による株主総会参考書類等へのアクセスを容易にするために、株主総会等のインターネット開示を行えるよう、変更案第18条の規定を新設するものであります。
- (6) 会社法の規定により、定款に定めれば取締役会の書面決議が可能となることに伴い、機動的な取締役会の運営を図るため、変更案第28条の規定を新設するものであります。
- (7) 厳しい経営環境のもとでも、社外監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役の責任を限定する旨、変更案第42条第2項の規程を新設するものであります。
- (8) 上記変更に伴い、条数の変更、表現形式の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成18年6月27日
定款変更の効力発生日 平成18年6月27日

以上

【現行定款】	【変更案】
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、株式会社中京医薬品と称し、英文では、CHUKYOIYAKUHIN CO.,LTD.と称する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 薬事法による医薬品の配置販売並びに薬局の経営 2. 次の物品に関する売買、輸出入及びその仲介業 <ol style="list-style-type: none"> イ. 医薬品、医薬部外品、劇物、毒物、医療用具、食品、米及び穀類、清涼飲料水 ロ. 日用品雑貨、玩具、事務用機器及び事務用品、自動車及びその部品、建築資材、健康機器、理化学機械器具、介護用品及び介護機器、缶、ビン等の容器 ハ. 家具、家庭用電化製品、家庭用雑貨、厨房機器、通信機器 ニ. 化粧品、装身具、室内装飾品、衣料品、カバン、靴、スポーツ用品 ホ. 宝石、貴金属、書画、古物 ヘ. 一般廃棄物、産業廃棄物、医療廃棄物の処理用装置、機器 ト. 肥料、飼料、土壌改良剤 3. 通信販売業務 4. コンピュータのハードウェア・ソフトウェアの開発及び販売 5. 出版物の発行、販売及び輸出入 6. 不動産の取得、処分、管理、賃貸借その他の利用、開発並びにこれらの仲介 7. 旅行斡旋業 8. 健康診断に必要な検体の郵送による検診の斡旋業 9. 冠婚葬祭に付随する物品の企画及び斡旋 10. 土木工事、建築工事、造園工事の請負、設計施工、管理及びその斡旋 11. ホテル及びそれに付帯するスポーツ施設の利用に関する会員権の売買及びその仲介 12. 生命保険の募集に関する業務 13. 損害保険代理店業 14. 物品のリース及びレンタル業 15. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特別労働者派遣事業 16. 医療施設の清掃、警備及び医療廃棄物の処理 17. 医療施設での給食及び給食管理業務 18. 病院管理及び医療に関するコンサルタント業務 19. 在宅介護サービス従事者の教育 20. 医療施設、福祉施設、福利厚生施設の管理及び経営に関するコンサルタント業務 	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) (現行どおり)</p>

【現行定款】	【変更案】
<p>21. 医療情報の提供業務 22. 店舗の企画、設計 23. 医療施設、スポーツ施設及び旅館、飲食店の経営 24. 清涼飲料水の製造 25. 酵素の製造、販売 26. 風力発電事業 27. 上記各号に附帯又は関連する事業</p> <p>第3条（本店の所在地） 当社は、本店を愛知県半田市に置く。 （新設）</p> <p>第4条（公告の方法） 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条（発行する株式の総数） 当社の発行する株式の総数は、25,000,000株とする。 （新設）</p> <p>第6条（自己株式の取得） 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>第7条（1単元の株式数） 当社は1単元の株式の数は500株とする。 （新設）</p> <p>第8条（単元未満株券の不発行） 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。 ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>第4条（機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>第5条（公告方法） 当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、25,000,000株とする。</p> <p>第7条（株券の発行） 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条（自己の株式の取得） 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</p> <p>第9条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 （削除）</p>

【現行定款】	【変更案】
<p>(新設)</p> <p>第9条 (単元未満株式の買増し) <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>第10条 (名義書換代理人) <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>及び<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第11条 (株式取扱規則) <u>株券の種類及び株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する取扱並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条 (基準日) <u>当社は、毎年3月31日の最終の株式名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> 2. <u>本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>第10条 (単元未満株主についての権利) <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>第11条 (単元未満株式の買増し) <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第12条 (株主名簿管理人) <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第13条 (株式取扱規則) <u>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (株主総会の招集) <u>当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 (株主総会の招集) <u>当社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>第15条 (招集地) <u>当社の株主総会は、本店所在地及びその隣接地のほか、名古屋市において招集する。</u></p>

【現行定款】	【変更案】
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第14条 (株主総会の議長)</u> 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p><u>第16条 (基準日)</u> 当会社の定時株主総会での議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>2. 必要あるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p><u>第17条 (招集権者及び議長)</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第15条 (株主総会の決議方法)</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p><u>第16条 (議決権の代理行使)</u> 株主は、当会社の他の議決権を有する株主を代理人とし、その議決権を行使することができる。</p>	<p><u>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><u>第19条 (決議の方法)</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p><u>第17条 (取締役の員数)</u> 当会社の取締役は、20名以内とする。</p> <p><u>第18条 (取締役の選任)</u> 取締役は、株主総会においてこれを選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p><u>2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p><u>第20条 (議決権の代理行使)</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p><u>2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p><u>第21条 (議事録)</u> 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p><u>第17条 (取締役の員数)</u> 当会社の取締役は、20名以内とする。</p> <p><u>第18条 (取締役の選任)</u> 取締役は、株主総会においてこれを選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p><u>第22条 (取締役の員数)</u> (現行どおり)</p> <p><u>第23条 (取締役の選任方法)</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

【現行定款】	【変更案】
<p>3. 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p><u>第19条（取締役の任期）</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結した時に満了する。</p> <p>2. <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>第20条（取締役会の権限）</u> 取締役会は、法令又はこの定款に定める事項その他<u>当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>第21条（取締役会の招集及び議長）</u> 取締役会は、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>3. 取締役の選任<u>決議</u>は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p><u>第24条（取締役の任期）</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>第25条（代表取締役及び役付取締役）</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役副会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>第26条（取締役会の招集権者及び議長）</u> 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>第27条（取締役会の招集通知）</u> 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第28条（取締役会の決議方法）</u> 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p><u>第29条（取締役会の議事録）</u> 取締役会の議事については、<u>法務省令で定めるところにより、開催日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。</u> <u>なお、議事録には出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</u></p>

【現行定款】	【変更案】
<p>(新設)</p> <p><u>第22条</u> (取締役会規則) 取締役会に関するその他の事項は、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p><u>第23条</u> (代表取締役及び役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議をもって選任する。 2. <u>取締役会の決議により取締役会長及び取締役副会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を選任することができる。</u></p> <p><u>第24条</u> (取締役の報酬) 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第24条の2</u> (取締役の責任免除) 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>120万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>2. <u>前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</u></p> <p><u>第30条</u> (取締役会規則) 取締役会に関する事項は、<u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>第31条</u> (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第32条</u> (取締役の責任免除) 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p><u>第25条</u> (監査役の員数) 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p><u>第33条</u> (監査役の員数) (現行どおり)</p>
<p><u>第26条</u> (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p><u>第34条</u> (監査役の選任方法) 監査役は、株主総会の決議において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p><u>第27条</u> (監査役の任期) 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p><u>第35条</u> (監査役の任期) 監査役の任期は<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p><u>第28条</u> (常勤監査役) 監査役は、<u>互選により常勤監査役を選任する。</u></p>	<p><u>第36条</u> (常勤監査役) 監査役会は、<u>その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>

【現行定款】	【変更案】
<p>第29条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第37条（監査役会の招集通知） （現行どおり）</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第38条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>第39条（監査役会の議事録） 監査役会の議事録については、法務省令で定めるところにより、開催日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。 なお、議事録には出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。</p>
<p>第30条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>第40条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p>第31条（監査役の報酬） 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第41条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第31条の2（監査役の責任免除） 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>第42条（監査役の責任免除） 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>
<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>（新設）</p>	<p>第43条（選任方法） <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第44条（任期） <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>

【現行定款】	【変更案】
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p><u>第32条（営業年度）</u> 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p><u>第33条（利益配当）</u> 当社の<u>利益配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</u> (新設)</p> <p><u>第34条（中間配当）</u> 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>第35条（配当金の除斥期間）</u> <u>利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務は免れる。</u></p> <p><u>附則</u> <u>1. 第25条の規定に関わらず、平成15年3月31日に係る定時株主総会の終結前に在任する監査役の任期については、なお従前のとおり3年とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第45条（事業年度及び決算期）</u> 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日を決算期とする。</u></p> <p><u>第46条（剰余金の配当の基準日）</u> 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>第47条（中間配当）</u> 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>第48条（配当金の除斥期間）</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</u> (削除)</p>

以上